

## 業務用（toB）商品開発モデル実証業務委託仕様書

### 1 業務の目的

本県の農畜水産物を活用した6次産業化等に取り組む農業法人等において、小売用（toC）商品の開発は、資材高騰等の中、コスト面で負担が大きく、継続的な収益の確保が課題となっている。

このため、業務用（toB）需要に対応した商品開発や販路開拓によって、開発コストの軽減など収益面でのメリットを享受できる新たなビジネスモデルの創出を図る。

### 2 業務の名称

業務用（toB）商品開発モデル実証業務

### 3 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月31日まで

### 4 対象品目

部門別	対象品目
農産物	日向夏、ゆず、へべす、きんかん、マンゴー、いちご、その他野菜 等
水産物	鮮魚、加工品 等

### 5 業務内容

#### (1) 業務用（toB）商品の需要調査

上記4の対象品目について業務用（toB）商品等の開発に向け、実需者に対する需要調査の設計、調査の実施、実施結果の分析を行う。

ただし、上記品目以外の追加提案も可とする。

#### (2) 業務用（toB）商品開発のモデル実証

上記4の対象品目から3品目以上を選定の上、次の①～④を実施する。

##### ① モデル事業者の選定

選定したそれぞれの対象品目において、県と協議の上、県内の農業法人等を中心にモデル事業者を選定する。

##### ② 実需者とのマッチング

対象品目の業務用（toB）商品等の開発に向け、モデル事業者と実需者とのマッチングを実施（1品目につき実需者3社以上）する。

③ 業務用 (toB) 商品等の開発支援 (助言・指導、評価)

業務用 (toB) 商品等の開発支援としてモデル事業者に対する助言・指導、評価 (1品目につき3商品以上) を行う。

④ 経営改善効果の検証

上記①～③の取組を踏まえたモデル事業者の経営改善効果の検証を行う。

(3) その他

本業務の目的に資するもので仕様書の記載内容以外に効果的な取組について、予算の範囲内で提案すること。

## 6 留意事項

- (1) 受託者は、当該業務を実施するに当たり、県やモデル事業者、実需者と十分な調整を行うこと。
- (2) 当該業務に係る経費は、上記5の業務内容に必要な経費以外に充当してはならない。
- (3) 当該業務について、委託契約締結時に定める業務委託仕様書の事項について疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議の上、定めるものとする。

## 7 成果品等の提出

- (1) 成果品等については、委託契約締結時に定める、業務委託仕様書に基づき、令和7年3月31日(月)までに報告書等の必要書類を提出すること。
- (2) 作成した報告書等は、指定様式の他に業務の実施状況が確認できる資料(需要調査の分析結果、モデル事業者と実需者とのマッチングや商品開発の支援を踏まえ経営改善効果を定量的に示したもの等)を添付して提出すること。

## 8 経費

履行までに要するすべての経費を含む。

## 9 その他

- (1) 成果品等についての権利は、県に帰属する。
- (2) 成果品等についての電子データは、県へ提出する。